



発行所 **岡山大学職員組合**
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
電話 086-252-1111 (代)
7168 (内線)
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp

10/25, 11/13 労働契約法改正学習会を開催しました

10月25日(木) 12:10~12:45, 11月13日(火) 18:00~19:30 いずれも一般教育棟にて、「労働契約法改正学習会」を開催しました。講師は藤内和公氏(岡山大学法学部教授)。参加者は、10月25日は28名, 11月13日は11名でした。法律の内容を正しく理解し, 岡山大学職員組合としてどのようにこの問題に取り組んでいくべきか話し合いました。

労働契約法改正について

2012年8月に労働契約法が改正になりました。この改正は, 労働者の雇用の安定を目指すものです。内容的には, これまで判例で積み重ねられてきたことを法律化したもので, これまでと方針として大きく変わるものではありません。しかし, 法律化されたことで大学の雇用は少なくない影響を受けると考えられます。



今回の改正では, 新しく次の3つのルールを定めています(厚生労働省ホームページ参照)。

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは, 労働者の申込みにより, 期間の定めのない労働契約(無為労働契約)に転換できる。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が, そのままの内容で法律に規定。一定の場合には, 使用者による雇止めが認められないことになる。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で, 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止する。

施行期日は, IIは2012年8月10日, IとIIIは公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。

予想される岡山大学への影響



今回の新しい3つのルールのうち, 現在の岡山大学の雇用で影響があるのはIだと考えられます。IIは岡山大学の現在の雇用形態ではほとんどが「雇止め法理」の適用対象とはなりません。IIIも有期契約労働者と無期契約労働者の間で仕事上の差がないことが条件となりますので, 岡山大学で該当する場合はほとんどないと思われます。

Iで, 今回「通算5年」という数字が明確にされました。また, 同じ条文で空白期間(いわゆるクーリング期間)は6ヶ月以上という数字も明確にされました。この空白期間とは, 同一使用者の元での有期雇用契約と有期雇用契約の間が6ヶ月以上空いている時は, 空白期間前の有期雇用契約は5年のカウントに含めないということです。

また, 改正法における「有期雇用労働者」とは, 仕事の内容, 職場での呼称に関わらず, 有期雇用で働くすべての人です。つまり, 岡山大学で有期雇用の「事務補佐員」「技術補佐員」「技能補佐員」はもちろんのこと, 任期付教員, 非常勤講師, TA・RAも対象になると考えられています。

岡山大学職員組合では, この改正による影響に対するご意見・ご質問を随時受け付けています。ご遠慮なくみなさまのお声をお寄せください。

「組合だより」158号 目次

- 1 労働契約法改正学習会 開催
- 2 改正労働契約法への対応について要望書提出
- 3.4 非常勤職員アンケート報告
- 5 裁判闘争へ・・・全大教の活動報告
- 6 ローカル線で行く! フーテン旅行記
- 7.8 日本科学者会議19総学報告, 単組だより



岡山大学職員組合では、改正労働契約法成立による本学の有期雇用職員への影響の大きさを鑑み、9月25日「改正労働契約法への対応についての要望書」を提出しました。

2012年9月25日
岡大職組申第45号

国立大学法人岡山大学
学長 森田 潔 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 住野好久

改正労働契約法への対応についての要望書

改正労働契約法案が8月3日に成立しました。この法律の内容は、本学の有期雇用職員にも多大な影響があり、本学の有期雇用職員の雇用制度の見直しを行わなければならないであろうことはご承知のことと存じます。岡山大学職員組合では、この法律に対する岡山大学の対応に注目しているところです。

岡山大学職員組合では、この法律の成立による本学の有期雇用職員への影響の大きさを鑑み、以下のことを要望いたします。

1. この法律への対応としての有期雇用職員の雇用制度の見直しを行う場合は、その新制度設計案について、それがこれまでの制度に比べて職員に対しての利益となる場合も不利益となる場合も組合に対して事前に連絡を行うこと
2. 組合に対して新制度設計案を連絡する場合は、組合でその案に対する意見を集約できるよう、実施までに十分な時間的余裕を持たせること
3. その新制度設計に対して、組合からの要求があれば、組合の意見を聞く場を設けること
4. 実施するに際しては、新制度の詳細についての周知を徹底すること

この要望書にもとづき、11月15日(木)に人事課との懇談会を持ちました。非常勤職員(有期雇用職員)アンケートのまとめを持参し、アンケート結果と要望などを伝えました。また、団体交渉において、新制度の設計の際に不利益変更とならないように要求しました(次号の「組合だより」で報告します)。

今後も組合は、有期雇用問題に取り組んでいきたいと思っております。そのためにも、有期雇用職員の組合員が必要です。組合は組合員の要求を実現する組織だからです。組合員になって、みなさんの要求を法人側にしっかりと伝えましょう!





非常勤職員（有期雇用職員）アンケートを実施しました！

2012年8月の労働契約法の改正を機に、岡山大学職員組合では非常勤職員の方々がどのような働き方をしたいと考えていらっしゃるかを明らかにすることを目的としてアンケートを行いました。ご協力いただいたみなさま、ありがとうございました。50%を超える高い回収率となりました。その主な結果をご報告します。

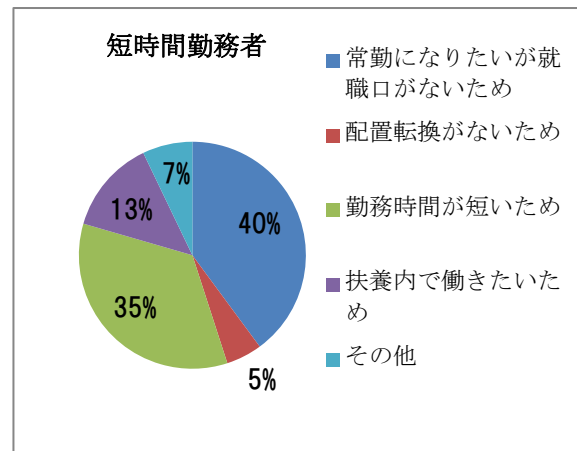
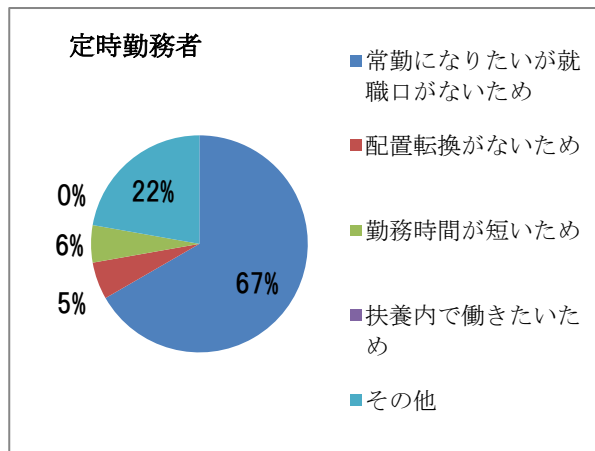
<アンケート基本情報>

| | |
|-----------|--|
| アンケート対象 | 岡山大学非常勤職員（労働条件が大きく異なる医療系職員は今回のアンケートの対象外とした。） |
| アンケート実施期間 | 2012年10月16日～2012年10月31日 |
| アンケート配布方法 | 職員名簿より事務補佐員・技術補佐員をピックアップし直接学内便で配布 |
| アンケート回収方法 | 学内便で職員組合事務室に送付 |
| アンケート配布枚数 | 760通 |
| 回収枚数 | 387通（回収率 50.9%） |

<現在の非常勤職員の方が望んでいる勤務体系>

①常勤希望者が定時勤務者の6割、短時間勤務者の4割

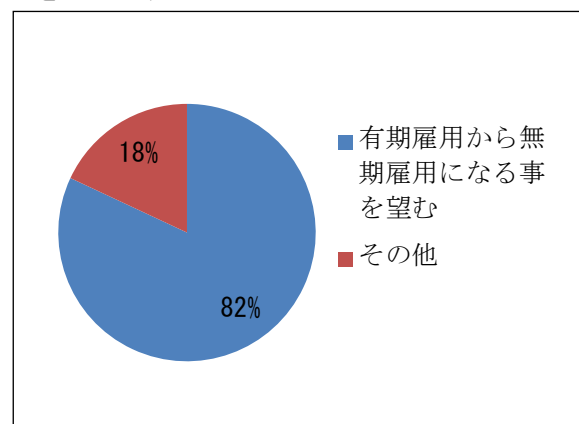
現在非常勤職員という働き方を選んでいる理由の多くは「常勤になりたいが就職口がないため」（定時勤務者のうちの67%、短時間勤務者のうちの40%）とわかりました。一般的に有期雇用職員の中で正規職員を希望する人は20%程度と言われているので、全国の平均よりかなり高いと言えるでしょう。



今回の労働契約法の改正に伴って岡山大学に対し何を望みますかという自由記述では255通の回答に記述がありました。そのうち、この法改正を受けて有期雇用から無期雇用になることを望む声が209通ありました。これは全回答数の54%、この項目に記述のある回答のうちの82%にあたります。



労働契約法の改正に伴って岡山大学に対し何を望みますか？



他方、「勤務時間が短いため」(短時間勤務者のうちの31%)、「扶養内で働きたいため」(短時間勤務者のうちの13%)という回答もあり、短時間勤務という働き方も求められていることがわかりました。



② 2割が契約更新の有無について納得していない

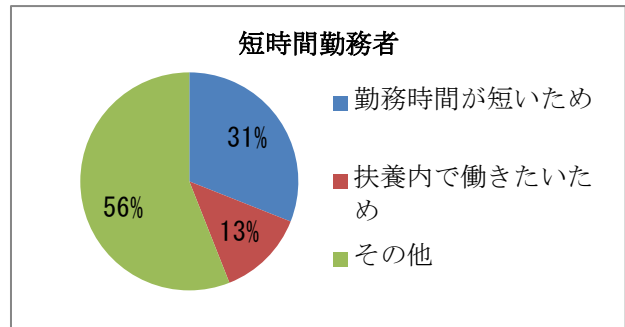
契約更新の有無について納得していますかとの問いに対しては、定時勤務者の21%、短時間勤務者の18%が納得していないと答えています。有期雇用の契約を結んでも納得して契約しているわけではない人がかなりいらっしゃるのことがわかります。

③ 正規職員登用試験への期待

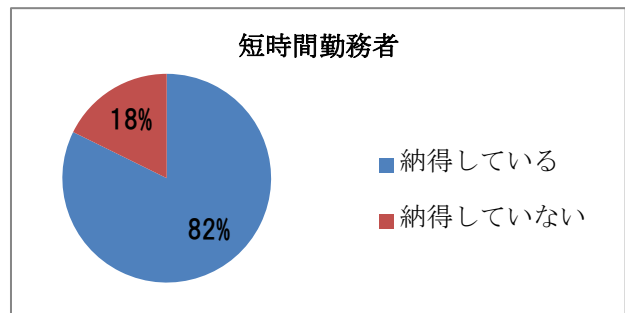
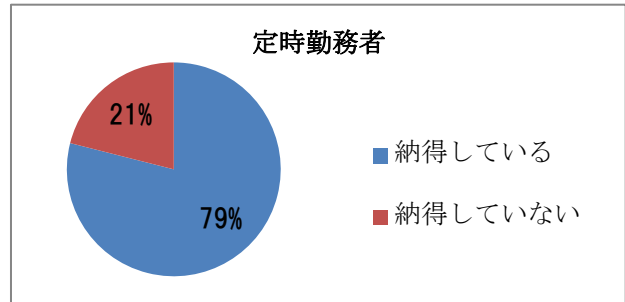
岡山大学が実施している非常勤職員から正規職員になるための登用試験を受けたことがありますかとの問いに対しては、「受けたことがある」「受けてみたいと思っている」を合わせると、定時勤務者の35%、短時間勤務者の29%の人が受験に関心を持っています。しかし、この割合は定時勤務者、短時間勤務者とも「常勤になりたいが就職口がないため」を選んだ割合より少なく、相当の努力をしないと合格できない登用試験のハードルの高さが壁になっているようです。

アンケートではこの他、現在の労働条件に関する設問もあり、まだまだ問題のある職場があることがうかがえました。このアンケート結果の詳細は、組合事務室で見ることができます。是非ご覧ください。

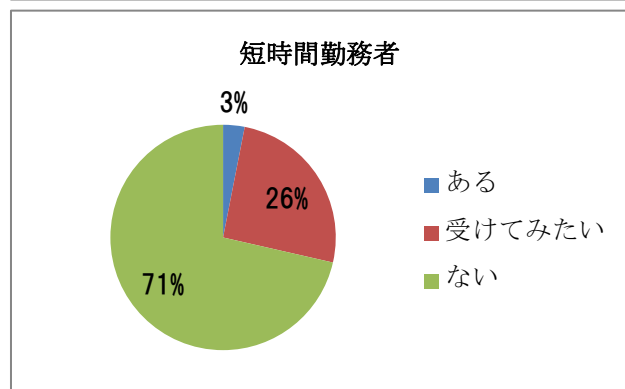
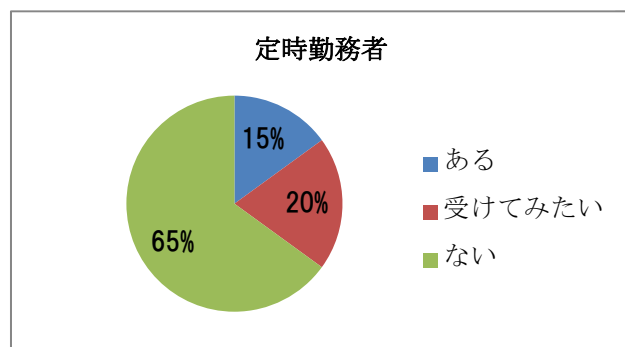
岡山大学職員組合では、このアンケート結果をもとに「非常勤職員就業規則」の改善等、非常勤職員の待遇改善について取り組んでいきたいと考えています。今後ともご協力よろしくお願い致します。



契約更新の有無について



正規職員登用試験を受けたことがありますか？



給与臨時削減に対し、福岡教育大学・高エネ研などが裁判闘争へ ……全大教の活動報告……

全大教、裁判闘争へ

全国大学高専教職員組合（全大教）は、10月28日に東京で開催された「2012年秋・冬季全国単組代表者会議」において、国家公務員給与臨時特例法に準拠した給与削減と労使交渉を軽視した法人側の対応の不当性を明らかにし、未払い分の給与支払いを請求する裁判闘争に取り組むことを決定しました。

全国で10大学程度がこの裁判闘争に参加することを目指しており、11月27日には全国大学高専教職員組合（高専協議会）、高エネルギー加速器研究機構職員組合、福岡教育大学教職員組合の3組合が各法人を提訴しました。



裁判闘争に取り組む意義

今回裁判闘争に踏み切ったのは、まず何よりも10%近い賃金削減が、その必要性に関する十分な説明もなく、代償措置もなく、労使交渉をないがしろにして強行されたことの不当性を明らかにするためです。

これによって、一方的に削減された給与の未払い分を請求するとともに、国立大学法人における労使関係の明確化、労使自治による賃金決定の原理を確認することを目指しています。

宿舎に関しては「国家公務員ではないのだから合同宿舎から出て行け」と言われ、賃金に関しては国家公務員と同様に扱われるという不安定な身分に置かれ、2004年の法人化後、各大学法人の自律性も労使関係もあいまいなままになっています。この裁判を通してこうした状況が改善されるのではないかと期待されています。

なお、裁判の詳細については、全大教のHP (<http://zendaikyo.or.jp/>) をご覧ください。

全大教 2012年秋・冬の取り組み

11月4日には、岡山市で「中四国・九州地区合同単組代表者会議」が開催され、全大教の執行部と16単組の代表が集まり、当面する課題について協議しました。

「賃金・労働条件改善」については、特例法に基づく賃金引き下げ問題に加えて、退職手当大幅削減問題に取り組むことが提起されました。また、「大学改革」については、全大教として高等教育全般に関する政策提言を作成・発信することが報告されました。さらに、「組織拡大・強化」を進めることも訴えられました。

岡山大学職員組合の対応

これらの全大教の取り組みに対し、私たちは次のように対応していきます。

まず、本学では今年度臨時特例法を下回る削減率で給与削減することを合意しました。したがって、今年度はこの裁判闘争に参加することはありません。現在代償措置を求めて団体交渉を行っています（次号で報告）。ただし、来年度の給与削減については未確定であり、今後の交渉次第では可能性がないわけではありません。また、全国の裁判闘争には支援を惜しまず、この裁判を通して国立大学法人における適切な労使関係が明確になるよう取り組みます。

「賃金・労働条件改善」については代償措置の獲得に取り組みます。すでに産前休暇を6週間から8週間に延長するなどの成果を上げています。400万円を越える退職手当の減額に対しては、岡山大学で国家公務員に準拠した減額を行なう根拠を迫っていく予定です。

また、皆様の知恵をいただきながら、「金のことばかり言う組合」ではなく「本学の未来に具体的な提言ができる組合」を目指して行きたいと考えています。

(住野好久・藤原貴生・笹倉万里子)

日本科学者会議第19回 総合学術研究集会報告



松木武彦・村上賢治

日本科学者会議第19回総合学術研究集会が、2012年9月14日(金)～16日(日)に、岡山大学一般教育棟(岡山市北区)にて開催された。

第1日目(14日)は、13時からの開会全体集會に引き続き、池内了、安齋育郎、室崎益輝の3氏による基調講演と特別講演が行われ、集會の大きな方向性が提示された。多くの一般市民も含めて立ち見が出るほどの盛況で、この熱気さめやらぬまま、夕刻の市民団体との交流会や女性研究者交流会では活発な討論が進んだ。

第2日目(15日)から第3日目(16日)にかけて29の分科会が開かれ、155本の報告が行われた。また、第2日目には、午前と午後の分科会にそれぞれ先立って、4本の「マスターズレクチャー」と10本の「ヤングサイエンティストレクチャー」があり、さまざまな年齢層の会員が知を交換し合う有意義な場となった。ポスターセッションも34本と充実し、展示会場には人が絶えないほどであった。第2日目夕刻の懇親会は、各地からの土産も賞味され、楽しく盛り上がった。

すべての講演と分科会が終わった第3日目午後の閉会集會では、主だった分科会からの成果報告やアピールの採択が行われ、成果と展望を明らかにして次回の20総学へとバトンが手渡された。また、閉会后すぐの16日午後には岡山大学学内の、翌17日には水島および笠岡諸島をめぐる2コースのエクスカージョンが行われた。台風接近のため笠岡諸島のコースは一部変更を余儀なくされたが、いずれも好評であった。

今回の研究集會のさらに綿密な評価と総括は、これからの課題であるが、終了直後の全体的な印象としては次の二つがあげられる。第一は、東日本大震災と福島原発事故の発生後初めての研究集會として、期待と関心がきわめて強かったことである。これは、地方都市での開催でありながら、大都市での集會にひけをとらない500名という多くの参加者を集めたことに明確に表れている。この熱意が、憲法擁護や地方自治、科学・技術や研究・教育などの他の問題をも刺激する形で、各分科会での活発な議論を呼んだ。

第二として、それだけに多岐にわたる問題やそれぞれの根深さもまた浮き彫りとなり、議論の広がりや深化がそれに十分ついていけないもどかしさも、おそらく参加者の多くが強く感じたことであろう。個々の問題の成果と課題についてはさらに具体的な各々の分析が待たれるが、全体としては、こうした問題に追いついてそれに立ち向かうだけの力を、日本科学者会議そのものが会員拡大などを通じて取り戻していかなければならないことが、改めて痛感された。

今回の集會では、会場となった岡山大学、近在の岡山理科大学および周辺諸大学から呼びかけに応じて集まった多数の院生と学生とが、受付、クローク、会場係などのさまざまな仕事に援助を惜しまなかったことは、集會成功への大きな貢献となったばかりではなく、日本科学者会議の活動が次の世代へ受け継がれる期待をうかがわせるものでもあった。

今回の集會へは、岡山大学職員組合を始め、多くの団体からご支援・ご協力をいただいた。また、多くの組合員が参加し、大学問題や憲法・平和・人権問題などについて議論し合った。今後とも岡山大学職員組合とは互いに協力し合い、よりよい大学・職場をつくるための様々な活動をしていきたいと思う。



無料法律相談 『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。

法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。

法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：新村容子 文学部教授 内線 7411

ローカル線で行く！フーテン旅行記

第3回

妖怪列車で「ゲゲゲのふるさと」へ！ 境線

工学部単組 大西 孝

連続テレビ小説で放送された「ゲゲゲの女房」。主人公の前向きな生き方に注目が集まり大きな反響を呼びました。主人公の旦那さん、すなわち漫画家の水木しげる氏の出身地は、鳥取県西部の港町、境港市です。その境港まで、米子駅からのんびりと走るローカル線が境線です。境線は何の変哲のないローカル線にすぎませんでした。境港駅周辺に水木氏の作品に登場する妖怪の銅像が立ち並ぶ「水木しげるロード」や「水木しげる記念館」が整備され、観光客が境線を利用するようになりました。それに合わせて、境線には妖怪のイラストが車体に描かれた「妖怪列車」がデビューし、さらには沿線の各駅には妖怪の名前の愛称が付けられています。例えば終点の境港駅には「鬼太郎駅」といった具合です。では、始発駅の「ねずみ男駅」こと米子駅から境線の列車に乗って境港を目指しましょう。



米子駅の境線乗り場は「0(れい)番線」。怪談話から連想する「霊」にちなんだ遊び心を感じる命名で、ホームには妖怪の像が並び、屋根を見上げると一反木綿が飛んでいるという徹底ぶりです。列車は米

子市街を抜け、弓ヶ浜半島を境港へ向けてゆったりと走りますが、途中の14駅にもそれぞれ妖怪にちなんだ愛称が与えられており、駅名板に妖怪のイラストが表示されているため退屈することはありません。なお、境線の沿線にある米子空港も、現在は「米子鬼太郎空港」という愛称が付けられており、水木氏の作品が、この地方の観光振興において大きな役割を担っていることが実感できます。

また、途中駅での列車の行き違いも楽しみです。境線は単線、つまり線路が1組しかないため、途中の停車駅で対向列車とすれ違います。現在、境線には4種類の妖怪列車が使用されており、それぞれにお馴染みのキャラクター「鬼太郎」、「目玉おやじ」、「ねずみ男」、「ねこ娘」が描かれています。どの車両に乗れるか、すれ違いかは当日のお楽しみです。



妖怪列車の一つ「目玉おやじ列車」

米子駅から45分前後で、終点の境港に到着します。境港駅を出ると、街中の看板や街灯、タクシーの表示などにも水木氏の漫画に登場するキャラクターがあちらこちらに使われています。駅前から「水木しげる」ロードを歩くと、10分程度で「水木しげる記念館」へ到着しますが、沿道にも多くの妖怪の銅像が並んでおり、それを見ながら歩くともう少し時間がかかるかもしれません。

米子へは特急を使えば岡山から2時間程度で行くことができます。ユーモラスな妖怪を眺めに次の週末あたりに境線の旅はいかがでしょう。

こちらは「ねずみ男列車」
ねずみ男のとぼけた顔がユーモラスです途中の上道(あがりみち)駅の駅名板
この駅の愛称は「一反木綿駅」です

＜単組だより＞

法文経単組

「ランチタイム・コンサート」開催しました

法文経職員組合では、10月31日(水)12:00より、恒例のランチタイム・コンサートを開催し、約40名が参加しました。岡山大学交響楽団の学生4名(バイオリン2名、ビオラ及びチェロ各1名)により、「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」、「見上げてごらん夜の星を」、「崖の上のポニョ」などクラシックや日本の曲の演奏を楽しみました。

後期授業その他で仕事に追われている中、心安らぐ音楽を聞き、心地よいランチタイムを過ごすことができました。

(中村誠)



組合合唱団(アメージング・グレースを歌う会)へのお誘い



月3回、金曜日の午後6時から7時半まで、岡山北公民館で練習をしています。金曜日の夕方なので、最初は疲れがたまっているように感じることがありますが、歌い始めて30分もすると不思議なことに疲労感がなくなり声の伸びもよくなり、90分があっという間に終わってしまいます。不思議なことに、歌い終わる頃には、先程までの疲労感が爽快感に変わっています。

合唱が初めてという方も結構です。興味がおありの方は、組合事務室までご連絡下さい。

(内7168)



夢の中で、くすくすっと笑っている息子。こちらまでつられて笑ってしまう。いったいどんな夢をみているのだろう。

朝、聞いてみると、「あのな、夢の中のサンタさん、お父さんに似てたよ」・・・どきっ!

皆様のところにもサンタクロースさんがやってきてくれますように・・・

子の夢の サンタクロースは 父に似て 一代

理学部

学部長懇談会報告

理学部職員組合では、10月29日(月)12:15から約1時間30分にわたって平成24年度の学部長懇談会を開催しました。組合からは7名が参加し、学部長の高橋純夫先生を囲んで計8名で理学部の現状とこれからの展望について様々な角度から意見交換が行われました。

今回は、「防災および安全対策について」「施設の整備について」「労働環境の改善について」の3つを大きなテーマとして討論いたしました。組合から投げかけたかなり無理な要望にも、学部長からは真摯な回答をいただきました。

しかしながら、部局単位でできることにも限界が有り、なかなか要望を通すことは難しい現状を再認識させられました。

防災および安全対策で話題にあがった南海地震への対応については、理学部単組として連合体に意見をあげ団体交渉で大学に対応策を問うことになりました。

講演会報告

11月8日(木)16:15から、「岡山平野形成史の解明とその応用」と題して講演会を開催しました。講師は地球科学科の鈴木茂之教授で、地質から読み取れるここ1万年程度の岡山平野に住む人々の暮らしの変遷について、地震防災も含めて語っていただきました。(藤原貴生)

あなたも組合の仲間になりませんか?

あなたの声を大学運営に、労働条件改善に反映させてみませんか?

主な活動：団体交渉、各部局長・病院長と交渉、講演会、学習会の開催、レクリエーション活動、コーラスサークルなど



組合では、みなさんのご意見や「組合だより」を読んだ感想をお待ちしています。匿名もOKです。「組合だより」に掲載された方には、薄謝を差し上げます。

12月6日(木)には、組合(連合体)が主催するクリスマスパーティ。どんな楽しいイベントになったでしょうか。

次号は、団体交渉報告と、クリスマスパーティ報告です。お楽しみに!